

## 第16回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成26年5月30日(金)

18時00分～20時30分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

## 1 出席者

### (1) 委員 14 人

藤井委員，三浦委員，森越委員，木村委員，亀井委員，小松委員，阿部委員，長谷委員，野村委員，横山委員，水戸委員，小原委員，小林委員，武田委員  
(欠席：大江委員，千原委員，青田委員，数又委員，加藤委員)

### (2) 事務局 6 人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，横川課長，加藤課長，小林係長，堀田主査

## 2 配付資料（事前配付）

### (1) 第 15 回検討委員会での意見について

### (2) これまでに出された検討委員からの意見 ～提言に向けて～（第 15 回終了時）

### (3) 今後のスケジュールについて

## 3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

### 1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本日もお忙しいところ，ご出席下さいましてありがとうございます。この委員会も通算で 16 回目を迎えたところであります。前回と今回は，提言に向けてとのことで，皆様から出された意見をまとめたものを議論のたたき台として，さらに議論を積み重ねていきたいと考えているところであります。改めまして，皆様方の意見を伺いながら，私も色々と考えさせられることがあり，改めて教育という意義は何かということ，皆様方それぞれ専門家でございますが，様々な立場から教育ということを考えて，その一つをとっても非常に深いものがあると受け止めております。以前に私が聞いた講演会の中で，今の時代は絆ということが強く叫ばれており，もちろん強い絆があれば一番良いが，必ずしも強くないでも，弱くても良いから，複数の絆，ネットワーク，人間関係を持つことが大切だといったお話を伺い，大変印象に残っております。子どもの居場所ということであるならば，子ども，家庭，学校，地域はもちろんですが，様々な場所で複数の居場所でもって社会全体が懐の深い器となっていて，いろんな形で子どもがこぼれていかないよう受け止めていくということが大事ではないのかと思っております。皆様の意見を伺いながら，事務局の方も色々な角度から勉強させていただいているところであります。今後に向けて事務局も頑張っていかなければなりません，どうかその礎になるようなご意見を本日も寄せていただければと思っております。どうぞ本日もよろしくお願いたします。

### 2 開会

【委員長】 <開会宣言>

### 3 第15回会議録について

【事務局】 第15回会議録につきましてご説明いたします。5月20日（火）に委員の皆様へ発送いたしております。この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせいただきたいと思っております。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては6月中旬頃を予定しております。以上でございます。

【委員長】 事務局から、第15回会議録の説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますか。ないようですので、議事に入りたいと思っております。

### 4 議事

【委員長】 議事の（1）の配付資料の説明ですが、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 資料の送付が会議直前となり、申し訳ございませんでした。

それではまず、「第15回検討委員会での意見について」を説明します。この資料は、前回の検討委員会で、委員の皆様から出された意見を要約して載せたものでございます。それを踏まえて、「これまでに出席された検討委員からの意見～提言に向けて～（第15回終了時）」に、これらを反映しております。ゴシック体で太字に見えるところが、このたび修正を加えたところでございます。また、アンダーラインを引いているところは、前回の検討委員会の中で、その文言に対して修正や削除などをなげかけられている部分です。カッコ内の※印については、その文言に対する委員の皆様から出された意見を記載したものです。なお、最終の15ページに、用語の定義ということで、前回の議論の中で話のあった「子どもの権利と義務」の考え方と「健全育成」という言葉についても意見が出ていたものですから、用語の定義という観点で資料としてつけさせていただいております。

続きまして、「今後のスケジュールについて」説明します。前回の検討委員会の中で出された意見を踏まえ、グループ討議を1回減らして、次回から3回、全体協議を行うという形で、委員長とも相談いたしまして、スケジュールを一部変更させていただいております。

以上で、本日の配付資料に関する説明を終わります。

【委員長】 事務局から配付資料についての説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますか。

【三浦委員】 「第15回検討委員会での意見について」の1ページ目の2－（1）「子どもの現状」の下と、3ページ目の（2）「子どもとは」の下に、「ア 前文」とあるが、これから提言というか、条例のスタイルとかの組み立てをだんだん固めていき、その中に盛り込むような考え方、理念、理想、趣旨とか

を議論する段階ではないのか。それを経てから、条例をどのパターンにするとかを協議することになると思うが、その際には確かに前文、定義、目的、何々の役割とかが出で来ると思うが、この前文とは何か。

【事務局】 誤解を招く表現をして申し訳ございません。そういう深い意味はなく、皆様から出された意見をそのまま載せておりました、三浦委員がおっしゃった通り、本日の議論を踏まえた上で、最終的には提言書のたたき台として作っていくもので、これらの意見についても、それで良いとか悪いとかないものですから、出されたものをそのまま載せております。それらも含めて本日、議論いただければと思っております。

【三浦委員】 「第15回検討委員会での意見について」であるが、これは「これまでに  
出された検討委員からの意見 ～提言に向けて～（第15回終了時）」に  
溶け込んでいるのか。

【事務局】 はい。第15回検討委員会が出された意見をお見せして、それを加えたものが、「これまでに  
出された検討委員からの意見 ～提言に向けて～（第15回終了時）」となつております。

【委員長】 前文ですが、こちら（これまでに  
出された検討委員からの意見 ～提言に向けて～（第15回終了時））の方の各項目の一番最初に入っている文章のことをいっているということで、よろしく  
お願いします。

続きまして、（2）のグループ討議について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 グループ討議のメンバーは、座席表のとおりで、当初、前回と同じメンバーでグループ討議を行っていただく予定でしたが、出席者数の関係で、今回は第2グループと第3グループを合同で討議を行っていただくという形にさせていただきました。本日は特に、前回議論がまだ深まっていない「提言に向けて」の後半の部分に力を入れていただければと思っております。

時間配分は、これまでどおり、60分から70分かけて議論していただき、その後10分くらいで、グループ内で出された意見等をまとめて、両グループから発表いただきたいと思ひます。進め方も、これまでと同様ですが、ホワイトボードや模造紙を使ってグループ内の意見を項目ごとにまとめていただければと思ひます。ホワイトボード等にすべての意見等を書き切れない場合は、発表のための主なものだけをお書きいただき、それ以外の意見等は、お手元のコピー用紙にお書きください。進行役の方は、グループのメンバー全員からまんべんなく意見を引き出すようお願いいたします。

以上で、グループ討議についての説明を終わります。

【委員長】 事務局からグループ討議についての説明がありました。何かご質問やご意見はありますか。

【委員長】 私の方から話題提供ということで、これはリチャード・E・ニスベットのことで、「木を見る西洋人、森を見る東洋人」という10年くらい前に出された本ですが、文化によって世界観や考え方が違うということを色々な具体例を出して書いている本です。

これと違う本ですが、川端康成の「長いトンネルを抜けたら雪国だった。」という場面を、日本人にイラストを描かせると、ほとんどの日本人は、トンネルの中から出て行くのを描きます。私も以前に実験した際、そうでした。主人公と共に自分も列車に乗っているわけで、日本のドラマでヒットするのは、主人公とか登場人物に感情移入できるかどうかか鍵となります。一方で、西洋人にこの場面を描いてもらおうと、かなりの人が遠く上から山があって、山の所にトンネルがあって、そこから列車が出て来る。まさに神の目、今で言う上から目線で全体を外から見て、決して列車の中の誰かの中に入っていない。そういうのがあったので、やはり違うものだと感じました。ところが最近、うちの学生にイラストを描いてもらったら、遠くから見て描く絵が増えてきました。やはり、色々価値観が多様化し、教育基本法も大きく変わらざるを得なかった背景もあるが、国際化、価値観の多様化というのは、根源的なところでも変わってきているのかと考えさせられたこともあり、話題提供させていただきました。

それでは、グループ毎に作業に入ってください。

【全委員】 グループ討議 開始

・第1グループ（A・Eグループ）

[藤井委員、小松委員、野村委員、武田委員、木村委員、長谷委員、小原委員]

・第2グループ（B・C・D・Fグループ）

[阿部委員、森越委員、水戸委員、三浦委員、横山委員、亀井委員、小林委員]

グループ討議 10分休憩

【委員長】 時間になりましたので発表していただきたいと思います。今回は第1グループから発表をお願いいたします。

【第1グループ】 「低い自己肯定感」であるが、自分自身を肯定するだけでなく、他者も肯定する力をつけてもらえたら良いという意見があった。個性化と社会化の両方があるが、今の教育では個性化を重視する傾向にある。しかし、社会化が伴っておらず、しかも社会化を教育や指導しづらい状況にある。社会化を進めていくには、学校とかそういう場面だけではなく、地域や周囲の人た

ちが社会化を進めていくことをしていかなければならないという意見があった。いじめについては、先生と子どもたちの間に信頼関係を築くことが必要である一方で、まず禁止するというを進めていかなければならない。いじめはしてはいけないことだということを、打ち出していかなければいけない。信頼関係を築くことは長期的なこと。禁止するというは短期的なもので効力があると思うが、保護者や周囲の中には、そういうようなことを否定する人もいるという意見があった。いじめを禁止するというで、それにあたって実効性のある文言が含まれた方が良い。札幌市にアシストセンターができたのは、条例で設置するという具体的にそういう機関を設置するというのを入れたことによってできた。当市の子ども条例の中にも、そういう具体的な文言を入れることが実効性につながっていくのではないかとこの意見があった。第三者機関を作っていくことが解決の手立てになると思う。市職員を常駐させること。子どもたちは学校では携帯を持っていないが、自分の身近なものとして、メールとか携帯を使ってのやり取りができるような、子どもたちに合わせた相談や解決の仕方を進めていく必要がある。それから、いじめについての第三者機関を作っていくことも必要であるが、学校でいじめをしてはいけないという授業を子どもたち自身で考えさせ、自分たちのいじめについての意見を述べる場を作った方が、より具体的に「いじめをしてはいけない。」、「いじめられた子は、こういうふうに思うのか。」といった、心に突き刺さるようなものができていくのではないと思う。根底からやっていくこととしては、子どもをどう捉え、子どもの育ちに何が必要なのか、委員一人一人に考えがあると思うが、一つにまとまっていないと思うので、そこを突き詰めていけば良いのではないかと思います。以上です。

**【委員長】** このグループでの質問を含めて意見はありますか。  
無いようですので、第2グループお願いします。

**【第2グループ】** 前回、意見が出ていなかった部分に焦点を当てて考えていこうと進めたので、主に4項目目の「学校教育の課題」から7項目目の「行政の課題」まで話し合った。まず、学校教育の課題について、私たちが望むこととして、昔から、読み、書き、そろばんが求められているが、それ以外にみんなが何を望んでいるかという、学力的に学ぶこともそうであるが、人間的にも資質を高めること、みんな全体的に同じレベルで成長すること。こぼれてしまった子をしっかり救ってあげることなどを、学校教育に求めているのではないかと思った。しかし、義務教育と高等学校教育では狙いが異なっている。義務教育では、集団生活やコミュニケーションであったり、会話をすることを学ぶとともに、多様な価値観を学ぶことが狙いとしてあって、多様な価値観を学んだ上で、高等学校では自分の興味を引くものをさらに追求する場なのではないかという狙いの違いも考えなければならぬ。人間としての成長、共に生活すること。多様な価値観を学ぶことの中で、勉強であったり、

部活であったり、色々な場において、人間として成長し、もっと自分を高めていくと、その先には当然、人と競争していくことが避けられなくなる。受験競争の行き過ぎの話が出ていたが、受験は大人社会の延長で、効率を考えたシステムが押しつけられているといった考えをできるだけ減らしていきたい。人として他人と競争して自分を高めていくことに関しては否定すべきではない。学校で過ごす集団生活の中で育て、大人社会の競争の中をコントロールしてゆけるように、多くの価値観があることを学ばせたいし、共に生活してそういった人間関係を競争の中でうまくやっていくことを育んだり学ばせたいという意見が出た。その中で大人は、子どもたちの中には、様々な価値観があることを認め、子どもたちを育てていくという取組が必要ではないかという意見が出た。次にいじめに関してですが、ホワイトボードに第三者機関と書いてあるが、救済機関や第三者機関を設けるべきという意見が出たが、条例にどこまで盛り込むのか、行政はどこまで入るのかということをしっかり意識して、条例にはあまり細かいことまで干渉しない方が良いのではないか。既にある第三者機関とか救済機関をより使いやすくするために行政とその第三者機関が関わっていくべきなのではということ、行政としての役割をしっかりと考えながら条例にどこまで盛り込むかを今後考えていく必要があるのではないかという意見が出ました。次に事業者の課題ですが、ここでの私たちの意見は、ワークライフバランスということは大切なキーワードだけれども、現実、難しいものだ。他都市の条例にもワークライフバランスというキーワードが含まれているものが多く、具体的には早く仕事を終わらせて、子どもにもっと手をかけてあげたり、育児休暇を取らせてあげたりするということなどですが、若い人たちはそういうものを求めている。しかし、今の事業者にその考えが行き渡っていないのではないかということで、もっと函館に残りたくなるような社会を作らなければ、若い人たちは残りたい、函館にもっといたい、函館でもっと子育てしたいと思ってもらえないと思う。また、事業者に対して、そういった函館に残れるような「まちづくりをあなたたちしなさい。」というような、例えばワークショップを開くよりも、若い人たちに、こういった考えがあって、ワークライフバランスを実現したいと実際に考えている人たち、そういう同じ思いを持った人たちを集めて、函館をもっとより良い場所にしていこうという動きをサポートできるそういう函館の動きを作った方がいいのではないか。函館の未来を考えて、若い人たちの価値とか、若い人たちのできることをもっと広げていくべきとの意見が出ました。次に地域の課題ですが、最近では地域の力、地域の縛りがすごく弱くなっている。例えば外で子どもが何かやらかしてしまっても、昔はそれを叱る大人がいたが、最近では近所であれ、地域の人であれ、それを叱ることが少なくなっている。そもそも地域にいる、外にいる大人、子ども自体がなかなか見かけなくなってしまう。今は、子どもを外で遊ばせていることが心配な親がとて多く、子どもを自由にさせておくのではなくて、例えば母親がインターネットで調べて児童館ではこうい

うイベントをやっているから、今日はここに一緒に行こうとか。アウトソーシングという言葉が出たが、遊び自体をプロに任せることが増えてきている。この流れはどうやっても父母が仕事で忙しい現状を考えるとそこを変えることは難しいので、どういうふうに親が手をかけられない時間、地域の人たちが手をかけられない時間をどう過ごすかということ、新しい見方で考えていかなければならないという意見が出ました。最後に前文の書き方についてですが、前文の書き方として、私たちが子どもだとしたら、どういうふうにされてほしいかといったような、子どもが実際に手にとって条例を読んで、私たちは支えてもらっているとか、私たちは大人に期待されていると感じられるような書き方にしていきたいという意見が出ました。函館としての特色を出したり、市民、父母とか私たち若い世代が読んでわかりやすい、私たちにも関わっていることだという当事者意識をもってもらえるような、くだけた前文の書き方にしてみたいという意見がありました。

【委員長】 このグループでの質問を含めて意見はありますか。

<意見等なし>

【委員長】 全体を通して、質問を含めて意見はありますか。

【阿部委員】 全体的なイメージとして、皆さんがそれぞれに持っている価値観が違うが、色々な意見を交換して砕いていこうという姿勢が見えたので、思っていることを色々と述べさせてもらった。最後に出て来た子どもの言葉でというあたりは簡単ではないが、単純に考えると「私たちは夢を持っている。」、「応援してください。」、「私たちはチャレンジする気持ちを持っている。」、「何とか場所を貸してください。」というような単純な発想から条文そのものを考えていってみてはどうか。条文そのものはいたってシンプルな形にして、シンプルな形を補完する意味で、行政の役割、先程、第三者機関のところでありましたが、条文と関連づけながら、行政の役割の部分を適用しながら考えていくような方向で話をしてみました。いたってシンプルに受け入れやすい、イメージされやすいものを前の方で作ったらどうかというような意見でした。

【委員長】 ここまで16回にわたりやってきたが、次回7月に、いよいよ提言書の素案のようなものをもとに、全体協議を行っていく。私は委員長でしたので、色々な市の提言書と条例がどのような感じなのか、資料を事務局にお願いしてみたり、自分で探してみたりしたが、提言書としては、今回出ている「提言に向けて」というような感じのものが最も多い。条文としては、例えばA4版3枚だとしたら、提言書は10～15枚。その中に私は、ここでまとまらなかったものについては、両論併記のような形でも良いし、少数意見も拾



っていただければと思っている。そこら辺についてはあまり口出ししない。色々見た中で、目次があれば、我々も全体が見れるような感じになる。目次のある提言書もあったので、そんな形が良いと思う。あと提言書について色々意見をいただきながら、作業はその後になるから、次回の提言書については、そのようなものをお願いしたいと思っている。他の方は如何ですか。

**【三浦委員】** 今後の進め方ですが、型にはめてしまっただけではいけないが、条例を作るとした場合の骨格というか何かそれがあると思う。今まではそういうものを一切なしというか、何となくイメージはしながら考え方とか、思想とか、理念とかを協議してきた。したがって、条例を作った場合の前文に載せるような思想的なことが主に自然に出て来たと思っている。この先は、私は前から2・3回言っているが、条例を作った場合の骨格というか、そういうものを作って、そこを一つ埋めていくべき。条文を作るのは我々ではないが、考え方とか、趣旨、思想、理念とか、そういうものを提言書の中に盛り込むことが必要であると思う。他都市の条例を見てみると、まだやっていない、話題にしていなくてたくさんある。そもそもうちの条例はパターンからいけばどのような形を基本にするのか、「子どもの権利型」、「健全育成型」、「子育て支援型」など色々あるが、当市はどのパターンでいくとか、函館独自のものでも良いが、それにより、骨格の出来方も違って来る。また、議論をしていない分野は、他都市でいうと、話題には出て来ているが、第三者委員会をどうするとか、きちんとした根拠づけをして、函館市には必要であるとか必要ではないとか、置くとしたらどの委員会にするとか、子ども会議を設けている都市も結構あるがどうするのか。条例の推進計画の策定を入れている都市も結構あるがどうするのか。条例をただ作っただけでなく、現実として、進んだ、進んでないなど、やはり関心が持たれる所ですから、計画を作り、その評価をどうするのかなどといったことを、函館市ではどうするのかということが議論されていない。それは骨格を作ってからでも良いと思うが、何か足りない部分が結構あるのではないかという、そんな気がしております。今までのパターンで続けても意識的にやらなくては埋まりませんから、ある程度、サンプルを示して、函館市の条例は、「子どもの権利型」なのか「健全育成型」なのかなどということも議論すべきである。さらに、骨格を作り、提言ではあるが、考え方とか、思想とか、理念とか、そういうものについては、検討委員会として条文化した場合に盛り込んでほしいとか、先程出た子どもの気持ちになったつもりとかも議論すべきである。実際に他都市では子どもが自分の都市ではこういう条例があることを認識できるように条文化している所もあった。この先の進め方として、そういう形にして如何なものかなあと思いました。

**【委員長】** 委員長となってから、事務局と話をした経緯を今まで話してなかったのが、あえて申し上げるが、他都市はだいたい検討委員会といっても、事務局から

出されたものを、ちょっと字句修正するくらいで、「権利的な条例案」は最初から、事務局よりそういう素案が出されて、それに賛成、反対する。「健全育成」についても、そうである。私は委員長を受けようと思った時に、それだったら時間がない中、勿体ないような気がした。ですから、事務局に強くお願いして、委員一人一人の思いとか意見とかを述べさせていただいた。函館市にたくさんの子どもの笑顔が満ち溢れて、函館市の子どもが一番幸せだという、そういう子ども条例を作りたいという気持ちは皆さん一緒な訳で、私自身の理想的な夢は、子ども条例が函館市の市政の全ての政策・施策の核になって、子ども中心のまちづくりが進められれば良いと、そのためには調布市のように、子ども条例というものを、すごく大きなものに位置付けてくれば良いなあ、そのためには、数回で事務局からの提案を議論するのではなく、一人一人の意見を出させてくれとか、プレゼンテーションをさせてくれと申し上げた。ですから提言書の時期も事務局には申し訳なかったが、1年ぐらいずれてしまった。このような経緯があることから、提言書についても事務局からの提案を受けるのではなく、事務局には我々の意を汲んだ提言書を作っていただきたい。もちろん事務局だけで提言書を作れる訳ではなく、色々な委員会とか、市長の考えもあるので、そうなる事務局云々の問題でない。なお、提言書については、我々の出た意見を基に仮に両論併記になっても良いと思っている。と申し上げるのは、私の認識としては、「権利的なもの」にするか「健全育成」にするか、結局まとまらなかったと思っている。まとまらなかったものには、それぞれの方の思いというものがある。今日も、第1グループでは、第三者機関を条例の中に入れる入れないとの協議をしたが、意見はまとまらなかった。先程、三浦委員がおっしゃったことについては、かなり、私のいたグループでは話し合っている内容である。提言書がこれから作られて、それを協議する中から持っていけば良いと思う。事務局から何か骨子が提言されて、それを承認していくという形になると、今まで我々が話し合ってきたことが何なのかということが少し危惧されることから、ご意見はご意見として、私個人はそういう気持ちでいる。

**【三浦委員】** 私が申し上げているのは、事務局に作ってもらうという意味ではなく、埋めるのは我々であり、提言を作る段階ですから、条文を作るまでの前の段階、基本的な考え方を検討委員会として、委員のそれぞれのメンバーの考え方が生きた形で、普通の言葉で結構ですが、表現されて提言とした形でまとめて出来上がれば良いという感じ。委員長の話を聞いていると私の発言が事務局にある程度作ってもらうと取られたようですが逆です。ただ、考えられる形というのは、骨格は現時点でもたくさんの実例もありますことから、函館市はどうするのかということを、我々で議論してボケているものを鮮明にして、そして終わった方が良いと思う。これは私の意見ですから。他の方からも意見をいただいた方が良いと思う。

【森越委員】 次回に、議論する土台が、どのように出て来るのか。全然わからない。どなたか要するに、事務局の方で提言書の土台を作って出してくるのを我々が議論するのか。そんな感じか。

【委員長】 そんな感じです。私はそう思っている。

【森越委員】 今回、資料で出されたこれがベースになるのではないのですね。例えば、「前文にはこういうものを盛り込んでください。」とか、「市の責務としては、こういうものを盛り込んでください。」とか、「子ども観としてはこうだ。」とか、そういう形になるのではないか。この今回の資料だとちょっとバラバラ飛んでて。

【委員長】 これの基になっているのは、みんなの意見カードを私が付け足していったものですから。これは今までに出だ意見の羅列ということになりますよね。だからこれを基にして提言書の形を作ってもらいたいと私は思っている。それに目次のようなものを入れてほしいと思っている。

【岡崎部長】 みなさんから色々と提言についてのご意見が出ておりましたが、事務局の責務として、まずは提言のただき台となるようなものをまとめていかなければならないと思っております。「提言に向けて」というのは、委員長が先程おっしゃった通り、皆様の意見をなるべくカテゴリーごとに分類しながら、どういうことをおっしゃっているかということをもとめて見たものです。確かにこれだけではないもっと他のラベルや、やってない領域もあるだろうと思うが、皆様がおっしゃったことは極力ここにまとめるように努めてきた。ここからまた見えてくる皆様方の考えとか思想とかもあると思っている。そういうものがそれなりに、私どもが恣意的でなく、尊重して、汲み取って、提言というような土台に吸い取っていかうというふうに思っている。ここまでずっと話を伺って、やはり一つの考え方に必ずしも集約しきれていない。となりますと、条文というようなことではないにしても、一つの定まったというか、一つの方向だけで、全てを書き切れないうところがいくつか出て来るだろうと思っております。そういうところについては、やはりそれぞれ尊重すべき意見がある訳ですから、どちらも削ることなく、きちんと表現をして、表記をしていきたい。そしてそれをたたき台として、みなさんにお見せして、議論して少しでも歩み寄っていけるのであれば、その時は歩み寄った形の提言にしたいと思っている。そういうことを基本の基本として進めながら、条例に向けての大事なところは何なのかというところを改めて橋渡しを考えながらまとめていくという作業をしていく。今ここで、こういうふうになりますと断言するまで至っていないが、本日、頂いた意見をまたさらに加工してみ、様々な資料にもう一度目を通しながら、提言の柱立てということに取り組んでいきたい。今の段階ではこのようなことだけですが、少々私どもに

考えさせていただきたい。

【小林委員】 先生が作ったこれ（これまでに出された検討委員からの意見～提言に向けて～（第15回終了時））だけ見ても、前文を我々が考えたとしたら、なかなか抽出できない感じがする。これはこれで基本としてやっていくことに疑問は持たないが、同時に、例えば前文とか基本理念に係わることについては、最低こんなようなものがあつたら良いのではないかなど、そういうような縦割りというか、一方ではそのようなこともイメージしながら議論していくことも必要なのではないか。これだけでは、なかなかここから基本理念を引っ張り出すのは難しい。他都市の前文を参考にして、これを読み取るとなかなか進まないような気がするので、これはこれとして進めていきながら、一方では最低、前文と基本理念に関わる場所は、抜き書きしながら要素をみんなで出し合うのは如何なものか。

【野村委員】 情報提供させてください。第三者委員会の話がありましたが、具体的に条文にどういうことを盛り込むかどうか、まだ結論が出ておりませんが、参考として二つの資料を持って来ました。一つは、札幌市子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の平成24年度の報告書の一部抜粋である。この救済機関は条例設置である。「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づいて設置された機関である。極端な言い方をすると、条例で決まっているので、予算の有無に関係なく、作り運営しなければならない。条例設置であったので、この事業ができたとのことである。実効性のある施策と結びつける必要があるという議論が出ていたが、具体的に条例でどこまでどういうものを盛り込むかは、検討委員会で具体的に出すというところまでいかないでしょうが、そういった方向性がないと、実効性のある施策になかなか結びついていかない。この機関は常設であり、相談を受けるだけでなく、調査や具体的な問題解決に向けた一定の権限も付与されている。約4千件の相談を受けており、かなりニーズもある。いじめの相談が約300件で1割近くあり、そういう意味で子どもの権利救済ということにおいては、実効性のある事業として展開されていることが読み取れる。もう一つは、「北海道いじめの防止等に関する条例」に関する資料であるが、この条例に基づき常設の機関を作っているが、特に注目すべき点は、「北海道いじめ調査委員会」を、教育委員会ではなく、知事部局である環境生活部くらし安心局道民生活課に置いていることである。何かあつたら委員会を作って対応するのではなく、常設の機関としてこういう委員会を作っている。教育委員会が駄目ということではなく、学校現場における問題の場合、教育委員会も管理者として当事者になることから、当事者でない行政における第三者である道民生活課の方で、具体的な調査を行う機関を常設した。一方、教育委員会内にも、「北海道いじめ問題審議会」を作って、有識者でもって具体的ないじめ防止に向けた、一部重大事態に係る調査権を持っているが、いじめに対する

実効性のある施策を提言していく機関ができています。条例を作った以上は、条例の目的、理念、目標とすることを実現することが大切であるが、そのための手立てを講じていくことを条例に盛り込んでいる点が評価できると思いますが、参考までに紹介した。

**【委員長】** 次回についてですが、たたき台がなければ協議できないので、事務局には完成版でなくて結構ですので、提言書の素案を提出していただきたい。素案作成に当たっては、今まで話し合われた内容を参考にさせていただきたい。今、出された意見については、素案の中に入ってくると思うが、条例に盛り込むべき内容、内容の中には目的とか理念とか、そういったものが入ってくるし、条例の性格については、色々な意見が出されているが、どうするのか。さらに、前文に関わることや条例の制定について、どのような考え方を持つかなど、そこら辺についても素案の中に入ってくると思うので、次回、そういうものをたたき台として出していただき、それを基に協議していきたい。

**【岡崎部長】** 承知いたしました。事務局は、皆さんの考えや意見などをベースにしながら、今、委員長がおっしゃったような条例の性格とか、盛り込むべき内容とか、制定にあたっての考え方などを、柱立てしながらまとめてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【委員長】** その他何かありますか。  
ないようなので、次回日程について事務局お願いいたします。

**【事務局】** 次回第17回の検討委員会につきましては、6月は市議会が開催されまじることから、7月下旬に開催を予定しております。開催日については、後日事務局より改めて照会させていただきます。なお、今後の全体会議の際には、可能な範囲で、大江副委員長にも出席いただきたいと思いますと考えており、その日程調整を行うため、8月以降の開催日についても合わせて照会させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 5 閉会

**【委員長】** 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。